

快適な居住環境に向けて



頭髮につく小さな侵入者

アタマジラミ

■ 生態と駆除方法 ■



世田谷区世田谷保健所

アタマジラミの被害がふえています

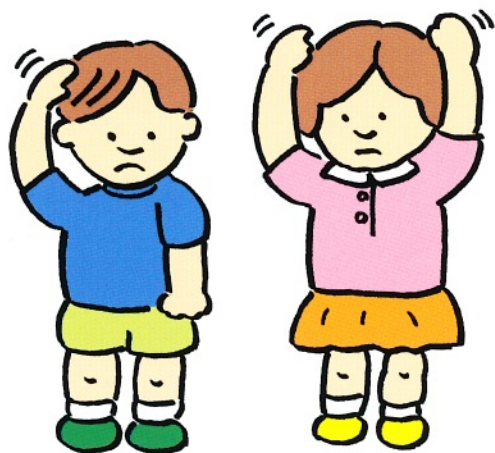
最近、保健所には「子どもの髪の毛に小さな白いフケ状のものがついている」「子どもが二人とも頭をかゆがっている」などのアタマジラミに関する相談が多く寄せられます。アタマジラミは、主に幼児や小学校低学年の子どもの頭に住みついてかゆみを引き起こします。季節を問わず被害が発生し、髪を触れる機会が多い集団での生活で広がる可能性があります。

清潔にしてもアタマジラミは発生します。保護者の知識不足のため、集団で感染してしまうこともあります。このリーフレットでは、アタマジラミの基礎知識と駆除方法をまとめました。正しく理解して、はやめに対策をとることが大切です。

■子ども達の心を傷つけないために

子どもが感染してもあわてないでください。きちんとした駆除方法をとれば、アタマジラミは確実に取り除くことができます。また、まわりで感染の情報があっても冷静に行動してください。大切なことは、「アタマジラミのいる子どもは不潔だ」「〇〇ちゃんとは遊ばないように」といった対応をせずに、正しい知識をもって子どもに接することです。

アタマジラミは清潔・不潔とは関係ないということをみんなが認識して、子ども達の心を傷つけることのないように配慮してください。



アタマジラミの特徴

成虫の特徴



体長 2~4mm

体色 褐色から灰白色

症状 頭皮を吸血してかゆみを引き起こします。
(かゆみの程度は人によってさまざま、まったく症状がでないこともあります)

卵の特徴



大きさ 約0.5mm×0.3mmの楕円形

場所 髪の毛の根元近くにのり付けされたようにしっかりついています。爪でしごかないと取れません。

その他 卵の抜け殻と卵は区別がむずかしいですが、爪でつぶし厚みを感じれば生きた卵です。



ヘアークラスト

アタマジラミの卵とよく間違えます。フケの一種で、簡単にとれ、形もいろいろあります。

アタマジラミの一生

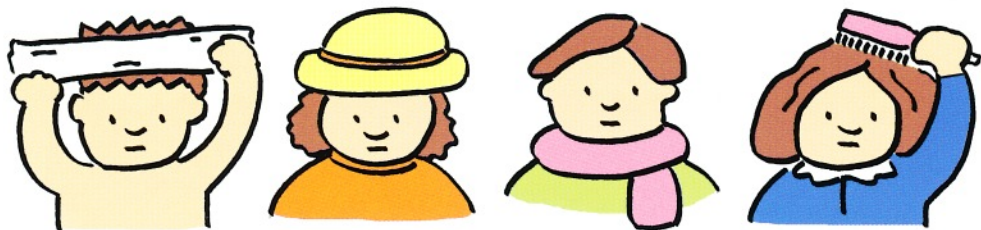
卵は7～10日でふ化し、幼虫は8～16日後に成虫となります。

幼虫・成虫とも毛根の近くにおいて、血を吸って生息します。寿命は約1か月程です。人から離れると長く生きていけません。（約7時間～3日間で死ぬといわれています。）



感染の経路

- 保育園、幼稚園、学校など集団で生活する場所での感染が多く見られます。子ども同士が遊ぶときに頭を触れ合ったり、昼寝をする際に髪の毛が接触したりしてうつる可能性があります。
- 多数の人が利用する更衣室などでうつることがあります。また、帽子、クシ、ブラシ、タオル、寝具、衣類などの物品をいっしょに使うとうつることがあります。



アタマジラミを見つけたら

1 毎日、ていねいに洗髪する

子どもの場合は、大人が洗ってあげます。ブラシなどで髪の中の成虫や幼虫を洗い流します。卵は洗い流せませんが、毎日洗髪すれば孵化した幼虫を洗い流すことができます。

2 できるだけ卵を除去する

目の細かいすきグシでよく髪をすき、卵を取り除きます。数が少なければ卵のついている髪の毛を1本ずつ根元から切り取って下さい。

3 シーツ等を洗濯する

頭から離れたアタマジラミからの感染を防ぐため、枕カバー、シーツ等の頭に触れるものは、洗濯してアイロン掛けをすると最も効果的です。洗えない場合は、衣類乾燥機などを使用して熱処理をします。頭から離れたアタマジラミを除去するために、部屋は掃除機で掃除して下さい。

感染の初期には、洗髪をこまめに行うことで駆除可能です。洗髪時にシラミ駆除医薬品(0.4%フェノトリンを含むシャンプータイプ)を使用する方法もあります。この場合は取り扱い説明書をよく読んで使用して下さい。なお、薬が効きにくいアタマジラミが発生しているとの報告もあります。駆除剤に頼り過ぎないことが大切です。



Q

アタマジラミを見つけたら、学校などを休ませたほうが良いのでしょうか？

A

感染症を媒介する恐れがないので休ませる必要はありませんが、被害が広がるのを防ぐために学校などに連絡して下さい。

Q

プールでアタマジラミがうつることはありますか？

A

水中では髪の毛にしっかりしがみ付いています。また、プールでは帽子をかぶっているのでうつりにくいようです。

Q

薬を利用しない駆除方法がありますか？

A

アタマジラミ専用のすきグシを利用して駆除する方法があります。保健所では、専用すきグシの貸し出しを行なっています。

※シラミ駆除医薬品に付属しているクシは、卵の抜け殻をとるためのものです。



世田谷保健所生活保健課

〒154-8504 世田谷区世田谷4-22-35 区役所第2庁舎1階

☎ **03-5432-2903**
FAX **03-5432-3054**

平成14年3月初版発行
平成24年3月第7版発行